

## 埼玉大学理学部転学部・転学科に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則第11条及び第12条の規定に基づき、理学部における転学部・転学科の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(許可の時期)

第2条 理学部への転学部（以下「転学部」という。）及び理学部内の転学科（以下「転学科」という。）の許可の時期は、4月1日又は10月1日とする。

(出願資格)

第3条 転学部又は転学科を出願できる者は、以下のとおりとする。

(1) 転学部は、他学部の2年次以上の学生で、理学部の副専攻プログラムの科目

12単位以上修得又は履修していなければならない。

(2) 転学科は、他学科の2年次以上の学生で、所属学科長が出願を承認していなければならない。

(出願手続)

第4条 転学部又は転学科を希望する者は、次の各号に掲げる書類を揃え、第2条に規定する許可の時期の2ヶ月前までに所属学部長に提出するものとする。

(1) 転学部（学科）願（別紙様式）

転学科の場合も転学部願に記入します。  
所見欄は指導教員未定の場合は学年担任の先生に記入してもらうこと。

(2) 学生調書（様式2）

(3) 転学部（学科）理由書（様式3）

(4) 成績証明書

2 理学部長は、転学部又は転学科の出願を受理した場合は、転学部又は転学科の可否を志望学科に諮るものとする。

(判定方法)

第5条 転学部又は転学科の判定は、志望学科における選考を経て、教授会が行う。

2 志望学科では、出願書類に基づく審査及び面接に加え、筆記試験、小論文等を組み合わせる選考することができるものとする。

3 理学部長は、審査結果を本人に通知するとともに、所属学部又は所属学科に報告するものとする。また、転学部又は転学科の志望を承認した場合、学長に対し速やかに志望者の転学部又は転学科を報告するものとする。

(判定時期)

第6条 転学部又は転学科を出願した者の判定は、4月1日許可にあつては3月に

10月1日許可にあつては9月に行うものとする。

(卒業必要単位)

第7条 転学部又は転学科を許可された者は、入学した年次の転入先学部又は学科の履修規程により卒業必要単位を充足しなければならない。

(卒業必要単位の認定)

第8条 理学部に転学部又は理学部内の学科の転学科を許可された者の卒業要件としての単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、教育企画委員会の議を経て、教授会等が行う。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

理学部の副専攻プログラム修得の条件になっている科目を指します。  
プログラムの種類は問いません。

具体的な締切日時については、所属学部からの通知に従うこと

# 転学部願

年 月 日

埼玉大学長 殿

(志願者)

学部 課程 専攻 年次  
学科  
学籍番号  
氏 名  
現住所 〒  
電話番号 自宅  
携帯

(保証人)

氏 名  
現住所 〒  
電話番号 自宅  
勤務先  
本人との関係

下記のとおり転学部を希望しますので、関係書類を添えて願います。

## 記

志望学部	学部	学科・課程	専攻
転学部を志望する理由			
年 月 日	学 歴		
特記事項			
指導教員等 所見欄	指導教員等氏名		

(注) 学歴欄は、高等学校卒業から現在までを記入すること。

# 学 生 調 書

この位置に学生証を置いてコピー

(自署欄)

学籍番号:

氏 名:

---

学籍異動 (休学、留学、 転学部、転学科、 改姓または改名)	期間または年月日		内 容
	年 月 日 ~	年 月 日	
	年 月 日 ~	年 月 日	
	年 月 日 ~	年 月 日	
	年 月 日 ~	年 月 日	
	年 月 日 ~	年 月 日	

志望学部 (志望学部に✓印)		教養学部 教養学科	専修課程	専攻
		経済学部 経済学科 演習担当教員:	メジャー	<small>(本紙提出時に教員から内諾を得ていること)</small>
		教育学部 学校教員養成課程	コース	専修 分野
		理学部	学科	
		工学部	学科	

特記事項記載欄(転学部理由書は裏面)

様式 3

転学部を志望する理由